

資料

平成20年7月25日

目次

(社)全国信用金庫協会

- ・ 信用金庫は、地方銀行、第二地方銀行、信用組合とともに、地域金融機関と言われており、地域密着型の金融を展開している点で共通している。また、地方銀行、第二地方銀行は、信用金庫よりも広域的に事業を展開しているものの、簡単には県外に営業の軸足を移すことができないと考えられる。さらに、大都市を中心に大企業が集中する点を踏まえれば、地方銀行、第二地方銀行の融資先は、主に中小企業であると考えられる。
以上の点を踏まえ、信用金庫と地方銀行、第二地方銀行との違い、信用金庫の存在意義について、どのように理解すればよいか。 （神吉委員） 3
- ・ 信用金庫は地域から集めた預金を当該の地域に還元する形で融資業務を行っている。ただし、有価証券による資金運用については、必ずしも地域に還元する形での運用が義務付けられていない。有価証券によれば、地域から集めた預金を地域に還元することなく運用することが可能となる。
このことについて、どのように考えればよいか。また、地域密着型金融の理念を徹底するために、預証率について何らかの規制やガイドラインを設ける必要はないか。 （神吉委員） 4
- ・ 協金WG資料6-3の24ページの数値によると、地域貢献活動にたずさわった職員数は延べ33万人ということであった。業界の従業員10万人からすると、大変積極的に活動されていることが伺える。地域経済への貢献と言うことで、地方の商工会議所等の幹部を務める例が多いとの説明もあったが、資料があるようならそうした活動の実態（例えば、地方都市に本店を置く信用金庫の理事長・会長などがその地域で重要な公的な役割を担っている例）についても説明してもらえるとありがたい。また、こうした社会貢献活動は近年増えているのか、それとも、減少傾向にあるのか。 5

おそらく厳密な統計数字はないものと思われるが、何らかの傾向があるようなら説明して頂きたい。
(家森委員)

- ・ 多くの信用金庫においては、会員代表的な性格を持つ非常勤理事が任用されている。この非常勤理事の役割について、これまでの経験からどのような印象をお持ちか。かりに（会員代表的な）非常勤理事の存在が重要で、必ず任用しなければならないとした場合、適切な人物を非常勤理事に任用する上で、どのような問題があるか。 （家森委員） 6

信金中央金庫

- ・ 金融庁や日本銀行の検査考査、外部監査制度などがあることから、中央機関による検査権限は必要ないとのこと説明であった。資本増強や相互支援を実施する上で、対象金庫の実態を常に把握しておく必要があると思うが、これらは今の枠組みでも十分に把握できていると理解して良いか。
(家森委員) 7

信用金庫は、地方銀行、第二地方銀行、信用組合とともに、地域金融機関と言われており、地域密着型の金融を展開している点で共通している。また、地方銀行、第二地方銀行は、信用金庫よりも広域的に事業を展開しているものの、簡単には県外に営業の軸足を移すことができないと考えられる。さらに、大都市を中心に大企業が集中する点を踏まえれば、地方銀行、第二地方銀行の融資先は、主に中小企業であると考えられる。

以上の点を踏まえ、信用金庫と地方銀行、第二地方銀行との違い、信用金庫の存在意義について、どのように理解すればよいか。（神吉委員）

（社）全国信用金庫協会）

第6回WGのヒアリングでも申し上げたとおり、我が国経済の基盤を形成している中小企業、とりわけ小規模企業は、情報の非対称性が強く、財務体質が相対的にせい弱である等の特性を有している。そうした小規模な層に対する金融を、相互扶助・非営利の協同組織金融機関である信用金庫が、企業育成等の観点から安定的かつ円滑な資金供給に努めているところであり、これが我々信用金庫の使命であり、存在意義でもある。営利と事業の効率性を重視する株式会社の銀行だけでは十分にカバーすることは困難と考える。

この点に関しては、第6回WG提出資料におけるアンケート調査結果でも、小規模企業から支持（メインバンク率43%等）を受けていることが明らかであり、また、従業員数10名以下の貸出先構成比が85%を超えていることからご理解いただけると思う。

なお、信用金庫がこうした機能を発揮できるのは、「1人1票」制に代表される協同組合原則に沿った組織運営、すなわち、資本の論理によって、出資比率と議決権をリンクさせ、1株当たり利益や資本効率、利益成長を重視する考え方に支配されないこと、から可能であると考えている。

信用金庫は地域から集めた預金を当該の地域に還元する形で融資業務を行っている。ただし、有価証券による資金運用については、必ずしも地域に還元する形での運用が義務付けられていない。有価証券によれば、地域から集めた預金を地域に還元することなく運用することが可能となる。

このことについて、どのように考えればよいか。また、地域密着型金融の理念を徹底するために、預証率について何らかの規制やガイドラインを設ける必要はないか。（神吉委員）

（社）全国信用金庫協会）

信用金庫は、事業地区内の会員及び会員有資格者から預金を預かり、会員である中小企業、地域住民等に貸出すことを基本としている。したがって、預金は、会員への貸出を通じて地域に還元することが第一義的な運用であり、地元の資金需要には可能な限り積極的に応じている。

また、貸出を上回る預金については、大半を地方債、社債、国債等で運用するとともに、中央機関である信金中央金庫に預託し、安全で有利な運用に努めている。

近年の預証率の高まりは、信用金庫での預金の伸展に対し、主たる取引先中小企業の業況不振や地域経済の停滞により資金需要が低迷し、預貸率が低下していることが大きな要因である。信用金庫の融資姿勢については、第4回WGでの家森委員からの発表にもあったように、中小企業の経営をギリギリのところまで支援しており、したがって、地域貸出シェアをみると、安定して高いシェアを維持しているところである。

地域金融機関にとって、市場リスク管理態勢の整備・確立を図ることにより運用力を高めることは、経営の選択肢の一つであり、これを一律に規制して経営の自主性が損なわれるのは望ましいことではないと考える。

協金WG資料6-3の24ページの数値によると、地域貢献活動にたずさわった職員数は延べ33万人ということであった。業界の従業員10万人からすると、大変積極的に活動されていることが伺える。地域経済への貢献と言うことで、地方の商工会議所等の幹部を務める例が多いとの説明もあったが、資料があるようならそうした活動の実態（例えば、地方都市に本店を置く信用金庫の理事長・会長などがその地域で重要な公的な役割を担っている例）についても説明してもらえるとありがたい。また、こうした社会貢献活動は近年増えているのか、それとも、減少傾向にあるのか。おそらく厳密な統計数字はないものと思われるが、何らかの傾向があるようなら説明して頂きたい。（家森委員）

（社）全国信用金庫協会

信用金庫会長・理事長などが地元の商工会議所の会頭や副会頭に就任しているケースは、平成19年12月現在72名であるが、その他にも同会議所の運営に会員の代表として参画する議員に、数多くの会長・理事長が就任し、中小企業振興などの中心的な役割を担っている。また、地元の商工会をはじめ、経済同友会、法人会などの各経済団体等の幹部や委員等にも多数就任している。

さらには経済分野に留まらず、公安委員会委員はじめ、民生委員、教育・青少年育成、観光振興、交通安全等の社会・文化関連機関の要職に就くなど、信用金庫は地元との密接な連携を通じて、地域経済・社会・文化の発展等に貢献している。

こうした活動は、地域に生まれ、地域に育った信用金庫のミッションの一つとして、従来から注力してきたところであり、地元からの要請の高まりとも相俟って、今後とも増加する傾向にある。

多くの信用金庫においては、会員代表的な性格を持つ非常勤理事が任用されている。この非常勤理事の役割について、これまでの経験からどのような印象をお持ちか。かりに（会員代表的な）非常勤理事の存在が重要で、必ず任用しなければならないとした場合、適切な人物を非常勤理事に任用する上で、どのような問題があるか。（家森委員）

（社）全国信用金庫協会）

現在、多くの信用金庫において非常勤理事が任用されているが、近年の金融業務の高度化、多様化、複雑化などに伴い、信用金庫の理事にはこれまで以上に高度かつ専門的な知識等が要求されるようになってきたため、非常勤理事のいない信用金庫が少しずつ増加してきている。

そうした中で、必ず非常勤理事の任用を義務付けることには、①日常、金融業務には携わらないにもかかわらず、常勤理事と同様の責務が課されていること、②職務の難しさから適切な人材の選任が難しいケースも散見されること、③本業が多忙であり、十分な時間が取れないこと、④金庫との利益相反等の問題に関する指摘等も一部にあること、などの難点がある。

なお、けん制機能の充実・強化といった面については、非常勤理事によらなくても、員外監事の活用、監事会制度の導入等によって可能になると考えられる

金融庁や日本銀行の検査考査、外部監査制度などがあることから、中央機関による検査権限は必要ないとのご説明であった。資本増強や相互支援を実施する上で、対象金庫の実態を常に把握しておく必要があると思うが、これらは今の枠組みでも十分に把握できていると理解して良いか。（家森委員）

（信金中央金庫）

信金中金は、すべての信用金庫から経営管理資料（決算速報、業務報告書、経営実態報告、自己査定・リスク管理債権・不良債権処理の状況等の報告）を受領して経営分析（オフサイトモニタリング）を行い、これを信用金庫に還元し、信用金庫と対話を行っている。この過程を通じ、信金中金は信用金庫の実態把握に努めている。

経営分析の中で、信金中金において経営に関するアドバイスを実施することが適当であると判断した信用金庫に対しては、経営相談を勧奨し実施することになる。

この経営相談では、信用金庫と信金中金が一緒になって処方箋を探求することとなるが、その処方箋は、信用金庫の自己責任で実行に移され、信金中金はそれをフォローアップし、必要なアドバイスを行う。こうしたやり方によって、信用金庫が自らの問題として解決の努力をすることとなり、その後においても、当該金庫に同様の問題が再発することを防ぎ、また、自ら問題を解決する能力を高めるという利点がある。

こうした手法を変更し、信金中金に指導権限を付与し、信金中金が権限をかざして指図するような体制にすれば、信用金庫の自助努力を促すことにならず、却って依存的な姿勢を助長することになりかねないと懸念される。信金中金の経営分析・経営相談が行政当局や日本銀行の行う指導や命令とは異なるやり方や役割を持つことにより、全体として効果を高めているものと考えている。

ただ、信用金庫を取り巻く環境は常に変化しており、これにより発生する問題の内容も変わってくるので、これに即応して、信金中金の経営分析、経営相談、経営支援の進め方に改善を加える努力を続けていくべきものであることは十分認識しており、今後とも努力して参りたい。